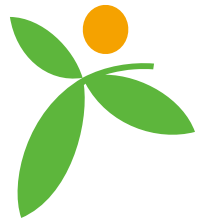


みや わか

市議会だより



6月定例会

会議結果及び賛否の分かれた議案	2
採択された請願	2
議会改革特別委員会の設置	3
各常任委員会報告・特別委員会報告	4~5
市長報告・報告	5~6
一般質問	7~9
ちよつと一言、編集後記、まちの話題	10



審 議 結 果 報 告

6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第 2 号	宮若市固定資産評価員の選任について	全員賛成 同意
承認第 1 号	専決処分の承認について	全員賛成 承認
議案第22号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第23号	第2次宮若市総合計画基本構想について	全員賛成 可決
議案第24号	宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第25号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第26号	宮若市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議員提出議案 第 2 号	宮若市議会改革特別委員会の設置に関する決議	全員賛成 可決

議案番号	件 名	議決内容
29年請願 第 2 号	宮若市議会議員定数条例に関する請願書	全員賛成 採択

採択された請願

宮若市議会議員定数条例に関する請願書

1. 請願の理由

宮若市議会議員各位に於かれましては、本市議会定数について、平成18年3月、合併後の総選挙に於て在任特例を適用せず、24名でスタートされ、第2回の一般選挙では20名に、3回目には、周辺自治体や本市の実情を考慮し、自ら18名と更に2名削減されたことに対し、その英断に深く敬意を表します。

しかし、3年を経過した現在、人口も28,000名程度と当時より約2,000名減少しています。

また、我々の独自調査の結果、人口比率から見た宮若市議会の定数は、周辺自治体、及び県下全28の市と比較してもワースト1であります。仮に13名に削減してもなお、ワースト3です。これは定数是正の必要性が大きいと思います。

しかし、チェック機関である議員数を極端に削減する事による弊害も考慮して、検討を重ねた結果現在の議員数を15名程度に定めることが適切であると考えます。

この現状をご理解頂き、市民の声を代弁して頂く議員数を、3名程度の削減を提案いたします。

宮若市の議員定数に関して、この提案を、現職議員各位にご議論いただきますよう、お願い申し上げます。

上記の通り請願します。

紹介議員：弓削田敬

請願者：高森政一（代表者）／西野由敬／小林貫幸／原田正彦

宮若市議会改革特別委員会の設置に関する決議

提案する理由

本市が進める行財政改革を含め、活力あるまちづくりを推進するために、それにふさわしい議会のあり方を検討しなければならない。本議会では、平成28年9月に宮若市議会基本条例制定特別委員会を設置し、議会改革に取り組むべく条例制定に向けて協議しておりますが、その内容の一部には、議員定数の項目もあります。今回、市民から提出された議員定数に関する請願の審査内容を受け、その整合性を図る必要もあり、議会基本条例制定委員会での審査内容を引き継ぎ、議員定数をはじめとした議会の様々な改革に取り組むために宮若市議会改革特別委員会の設置を求める。

記

1 特別委員会の設置と構成

宮若市議会委員会条例第5条の規定により、各常任委員会から選出された3名、合計9名の委員で構成する宮若市議会改革特別委員会を設置する。

2 付託事項

議員定数、議会基本条例の制定も含め、議会の様々な改革に関すること。

3 調査期限及び閉会中の調査研究

付託された調査研究が終了するまで、閉会中もなお調査研究を行うことができる。

提出者：宮若市議会議員 萩本 広房

賛成者：宮若市議会議員	遠藤 嘉昭	宮若市議会議員	安河 英幸
〃	中尾 ハギ子	〃	染矢 正次
〃	安永 友則	〃	吉野 英史
〃	川口 誠	〃	寶部 勝

議会改革特別委員会
委員名簿

委員長	萩本 広房
副委員長	寶部 勝
委員	茅野 勝
委員	神谷喜久雄
委員	藤嶋 厚
委員	染矢 正次
委員	川口 誠
委員	安河 英幸
委員	中尾ハギ子

(注) 宮若市議会議員定数
条例に関する請願書
が採択されたことに
より、宮若市議会改
革特別委員会を設
置し、議員定数につ
いては、この特別委
員会で調査、研究、議
論を行っていきます。

委員会報告



委員長 茅野 勝

専決処分の承認について (平成28年度国民健康保険特別 会計補正予算)

これは、平成28年度の国民健康保険特別会計の決算が赤字であるため、平成29年度予算から不足額について繰上充用を行うための補正予算を5月31日付で専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な質疑として、「単年度で1億円程度の赤字が出ていたが、平成28年度は、単年度2,230万円程度と好転した。その理由は何か。」との質問に対し、「様々な要因があるが、1つは国保税を上げ、それに対し、収納率も前年並みで推移したので、国保税の歳入が増加した。歳出は、医療費の支出が1億円近く減少している。これらが大きな要因で1億円近くの赤字が減っ

たと考えている。」との回答がありました。また、「税額を上げたが、額としてはどれくらいか。」との質疑に対し、「歳入の合計金額は、平成27年度が約5億5,300万円であり、平成28年度が約5億7,200万円なので、約2,000万円増えている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

第2次宮若市総合計画基本構想 について

これは、宮若市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例に基づき、第2次宮若市総合計画基本構想について、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「第1次と大綱が中身が変わっていないのではないか。10年間の成果がなんだったのか。」との質問に対し、「10年間は、非常に長い間、5年ごとに区切っている。行政に与えられた課題は様々あるが、

1つもおろそかにできない。そうすると構想的には1次と2次で大きな変化がないというのが通常の構想である。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市税賦課徴収条例の一部を 改正する条例の制定について

これは、法律が一部改正されたことに伴い、宮若市税賦課徴収条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「固定資産税の関係は、該当がないのか。」との質問に対し、「現状では、該当事案がない。今後も該当事案は発生しないと見込んでいる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について

これは、政令が一部改正されたことに伴い、宮若市国民健康保険税条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「この改正により軽減世帯は、どれくらい増加するか。」との質問に対し、「今回の改正に

伴い、5割軽減は9世帯、2割軽減は4世帯増える。」との回答がありました。

全員賛成で可決



委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、家賃等支払いの意思がない滞納者2名に対して、民事調停を申立てるものです。

前回に引き続き、「その人数が減ってきているので、引き続き納付指導を行うように。」との意見がありました。

全員賛成で可決

宮若市道路標識の寸法に関する 条例の一部を改正する条例 の制定について

この条例は、政令が一部改正されたことに伴い、宮若市道路標識の寸法に関する条例について一部改正するものです。

全員賛成で可決

29年請願第2号
議員定数に関する
特別委員会

委員長 間地 陸人

宮若市議会議員定数条例に関する請願書

この特別委員会は、6月9日の本会議において平成29年請願第2号「宮若市議会議員定数条例に関する請願書」が議題とされた中、議長発議により議員全員を委員とする、特別委員会が設置されました。

16日に特別委員会を開催し、協議を行い様々な意見を受ける中、請願者を参考人として招致することになり、提出の趣旨は、「人口で他の自治体と比較して、議員定数を3名程度削減と提案している。その他の部分での検証は、議員で議論して決めていただきたい。」とのことでした。

全員賛成で採択

報告

◆報告第1号

平成28年度宮若市一般会計繰越明許費繰越の報告について

◆報告第2号

平成28年度宮若市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越の報告について

◆報告第3号

宮若市土地開発公社の平成28年度事業結果及び決算並びに平成29年度事業計画及び予算の報告について

許費ですが、去る12月の市議会定例会において、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）として、提案し、可決されています。

繰越額は、2款1項「公共下水道建設費」の「公共下水道事業」5、159万5千円です。

平成28年度事業結果ですが、土地開発公社は、社会情勢の変化に伴い、その存在意義が問われる中、平成25年度末に保有する全ての土地処分が完了し、将来的には解散する方針のもと、休眠状態で運営を行っていくことが決定されています。

平成28年度の業務は、宮若市からの出資金等の預金管理業務及び預金管理に伴う経理業務のみとなっています。

決算ですが、当期における損益計算では、受取利息収入により経常利益が1,358円となり、当期純利益は、1,358円となっています。貸借対照表のうち資本の部中準備金では、前期繰越準備金523万1,757円

に当期純利益1,358円を加えた523万3,115円を翌年度に繰越しています。

平成29年度事業計画ですが、本年度の取得計画はありません。

次に、予算ですが、第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では、事業外収益として受取利息1,000円を計上し、支出では、予備費1,000円を計上しています。

市長報告

◆市長報告1

新庁舎建設基本設計について

基本設計案の概要は、新庁舎の位置が、旧宮若警部交番跡地及び本年度に解体します市庁舎第3別館敷地に建設予定であり、犬鳴川に面する北側中央部を正面玄関として、東西に長い長方形で4階建の建物としています。また、現庁舎の敷地は駐車場とし、「宮若リコリス」と新庁舎の間に交流スペースとして市民広場を整備する計画として



新庁舎外観イメージ（案）

います。
建物内部の配置計画は、1階部分には、主に市民への窓口業務的な執務室を集約して、主な出入口は、北側中央部と西側とし、東西両側にエレベーターと階段を設け、期日前投票や確定申告等の多目的に活用できるホールの配置も計画しています。2階部分の執務室は、固定壁を設けず業務上の連携を図ることができるとしています。
3階部分は、市長室や副市長室、執務室を始め、災害時に迅速に対応できるよう防災拠点機能を兼ね備えた諸室を設け、4階部分は、議場を始めとした議会関係の諸室を集約する計画とし、屋上階は、電気室や機械室を設けるようにしています。

施設の外観は、シンプルなデザインでまとめた中心拠点の核となる建物として整備します。庁舎内部の壁面等には、できるだけ宮若産の木材を活用した仕上げとなるような検討もしていきたいと考えています。
今後は、新庁舎の建設と開庁に向けた準備を進めていきいと考えています。

◆市長報告 2

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停は、平成28年12月定例会において3名に対する申立ての議決を得ました。
民事調停対象者3名は、2名が申立て前に納付されたため、残りの1名に対し、平成29年2月3日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、申立て後に納付されました。



市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **9月5日(火)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び宮若総合支所に掲示します。
※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

本会議をネット配信(録画放送)しています。



宮若市ホームページ
<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>



市議会



『議会中継』よりアクセスください

パソコン・スマートフォン・タブレットから
いつでも、どこからでも視聴できます!

ながらスマホはやめましょう。

市政について伺う。



茅野 勝

問 特別会計の意義と現在・今後の国保運営のあり方について。

答 市長

特別会計は、地方自治法において、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもってその歳出に充て、一般の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合、条例で設置できると規定されています。

今後の国保運営のあり方ですが、本市の国民健康保険の運営状況は、平成23年度から赤字決算が続き、平成28年度末は累積赤字が約4億4,500万円に達しています。

この累積赤字を解消するために、平成27年度から平成29年度にかけて段階的に税率の引

上げを行い、平成26年度と比較して昨年度は実質的に国保税が5,000万円程度増収し、医療費も1億円近く減少したことから、平成28年度は単年度赤字が大幅に削減されましたが、国保制度改革が行われる来年度までに累積赤字を解消することは極めて困難な状況です。

そのような状況の中で、国民健康保険運営協議会において、本市の現状と今後の見込みの報告を行い、委員から様々な意見をもらっています。

来年度以降は、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うようになり、本年度までの赤字も、助言、指導を行うようになっています。

今後、県と県内60団体の代表12団体で構成される福岡県国保共同運営準備協議会での協議を進めながら、国民健康保険の健全な運営

を進めながら、国民健康保険の健全な運営

及び累積赤字の解消に向けた取組を行いたいと考えています。

問 今後の市道の道路行政について現在の問題点と今後の見通しについて。

答 市長

現在の道路行政は、道路や橋梁等の道路施設を造るだけでなく、その機能の継続及び地域住民との協働による維持活動など、様々な取組が求められています。

本市も、建設後、経年劣化した道路施設の長寿命化や、宮若市道路愛護推進活動といった事業により、既存施設を安全に安心して利用できる整備を進めています。

この他に、「市の今後の行財政改革はどのようなと考えてあるのか。」との質問がありました

この他に、「市の今後の行財政改革はどのようなと考えてあるのか。」との質問がありました

スクールバス運行について尋ねる。



安永 友則

問 学校・保護者・子どもたちの意見や要望等を把握しているか。又、その対応はどのように考えているのか伺う。

答 教育長

スクールバスは、運行開始前に保護者を対象とした説明会を開催し、その中で運行に関する要望を聞いています。

運行開始後は、通学に関するアンケートや、保護者、各自治会から出た要望等として、乗降場所の増設や変更、運行ルートの変更等があります。

これらの要望等への対応は、現地の状況や安全性等をスクールバス運行事業者や学校と確認の上、実施の可否を検討し、対応を進めています。

学校跡地利用について尋ねる。

問 跡地の現状と検討委員会での協議進捗状況及びいつまでに明確化していくのか伺う。

答 教育長

学校跡地は、小中学校及び幼稚園の再編に伴い、3中学校、5小学校、2幼稚園であり、これらのうち、旧宮田中学校の体育館は、柔剣道場として、旧若宮小学校の校舎の一部は、学童保育所として活用し、旧宮田光陵中学校のグラウンドの一部は、今後、認定こども園の敷地として活用することにしています。

公共施設として利用する計画がない跡地は、民間事業者や地域による活用について、検討を進めていきます。

その後、学校跡地の利活用について一定の方向性を整理しながら、基本方針を取りまとめていきたいと考えています。

この他、「防災訓練について尋ねる。」として、「現在行っている返礼品について寄付額の何割程度になつているか。又、その限度についてどのような考えを持っていくのか伺う。」と「総務省からの通達や通知がきていると思うが、その内容と本市の考え方を伺う。」との質問がありました。

災害時の避難対応について伺う。



萩本 広房

問 訓練の実施状況について。

答 市長

平成28年度の実績として、防災訓練は、16自治会を対象に実施し、約390名の方が参加されています。

また、防災研修会は、34自治会を対象に開催し、約560名が参加しています。

問 障がいをお持ちの方への対応について。

答 市長

平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した円滑かつ安全な避難支援がなされるよう規定されたことから、宮若市地域防災計画において要配慮者

に対する対策を定め、現在、避難行動要支援者名簿を作成しています。また、法改正を受けて内閣府が示した「避難行動要支援者の避難

行動支援に関する取組指針」を参考に宮若市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)を策定し、今後は避難支援等を実効性のあるものとするための個別計画の作成に取組んでいきたいと考えています。

問 支援を必要としている方やその家族、民生委員等の理解を得た上で、自主防災組織、地域消防団等は、避難行動要支援者名簿を共有するというのは大切だと思いが、考えがあれば聞きたい。

答 総務課長

平成25年の災害対策基本法改正の中で、避難行動要支援者名簿は、災害の発生の可能性がある場合、或いは災害

が発生した場合には、個人情報ですが、提供が可能となっています。ただし、平常時から

の提供は、この法律の中でも可能となっていない。地域は、状況に詳しいと思いますので、現状としては地域の把握に努めてもらうというのが、優先すべきことと考えています。

問 避難期間が長期化した場合、身体的、精神的なケアが必要となるが、医療機関との連携はどのようになっているか。

答 総務課長

平成26年度に直方救護会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結していますので、市の要請により、災害医療チームの派遣されるような体制をとっています。

国民健康保険特別会計の今後の運営の方針についての見解を求めます。



藤嶋 厚

問 来年度から事業主体が県へ一本化されるが、その事による加入者(被保険者)への影響に、どのような内容が検討されるのか。

答 市長

新制度は、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は資格管理や保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課徴収などの役割を引き続き担います。

新制度では、市町村は定められた納付金額を県に納めなければならず、本年度までの累積赤字も複数年かけて解消していく必要があるため、その解消までを見込まなければなりません。国保の加入者には、相応の保険料負担をお願いせざるを得ないと考えています。

問 法定外繰入れをして、被保険者負担を軽減すべきと考えるがどうか。

答 市長

子ども医療費支給制度等の地方単独事業の実施に対する国の交付金減額措置分は、ある程度、検討に値するかと考えています。

それ以外の赤字補てん目的の法定外繰入れは、議会や市民の理解も必要となるため、慎重に検討していきたいと考えています。

この他に、「無料低額診療制度の周知について」と「国保に係る各種減免施策の具体的な行使について」との質問もありました。

多目的屋内練習場の建設についての見解を求めます。

問 屋内練習場建設に至る政策決定の推移について伺う。

答 教育長

東部総合運動公園は、旧宮田町の宮田町総合運動公園基本構想及び基本計画に基づき、平成21年度に都市公園としての計画決定を受け整備を進め、現在までに野球場、多目的グラウンド、クラブハウスの供用を開始しています。

冬場や雨天などには、利用者が減少するため、天候等に左右されず、野球場等との相乗効果も期待できることから、幅広く利用が可能な多目的屋内施設の整備を進めることとしたものです。

この他「利用目的の見込み及び運営費について」、「既存の廃校施設の体育館・宮若市市民体育館といった施設の維持管理、補修、利用状況について」と「野球場の運営状況について」との質問がありました。

文化センターについて伺う。



中尾 ハギ子

問 今ある施設（設備）について使いにくさ、不便さを感じられた事はないのか。

答 教育長

文化センターは、昭和52年に建設され、コンサートや各種講演会並びに映画上映、カラオケの発表会などに利用されており、平成28年度は163件、1万365人が利用したところです。施設は、利用者から、舞台や客席が窮屈であるなどの意見をもらっています。不便さはありますが、引き続き日常的な点検等を実施しながら、文化施設として大切に維持管理を行っていききたいと考えています。

問 不便さ、使い勝手の悪さについて教育委員会は、協議してきたのか。

答 教育長

確かに、舞台、音響等への指摘がありましたので、音響設備に手を加えるなど、やれるところからやってきたという現状です。教育委員会会議の中でも、このことは話題にはなっています。

問 現状で600席ぐらいだが、思い切った削減は、もう少しは広くとは思わないのか。

答 教育長

近隣の市町村の建てかえ等の金額を聞くと、相当な金額が掛かるのが現状です。座席を取りかえることも、協議したことはありませんが、簡単に椅子を撤去してとはいかず、傾斜自体を変えろということになり、単純な施設設備の取りかえとは

ならない様です。形のあるものですので、いつかどこかで手は入れなければいけません。現状は、使えるところまで大事に使っていききたいと考えています。

問 文化センターの昇降台のことについて、市長はどう思っているのか。

答 市長

身障者専用の昇降台の話であると思うが、その後ろがもう全然見えない状況という話は聞いています。出入口が広いスペースがありますので、それを利用してという提案も受けたことがあります。しかし、せっかく当時つくったものなので、今後どうあるべきかということは、総合的に判断して、今の施設を大事に使っていく中で、利用がしやすいような施設に改善できるところがあれば、やっていきたいと思います。

待機児童について伺う。



谷口 重隆

問 待機児童の現状はどうなっているのか。又、今後どのような方向性を考えているのか。

答 市長

本市における待機児童の数は、平成28年11月1日現在では24人でしたが、平成29年4月1日現在では8人となっています。

平成26年度以降、公立保育所の保育室の増室、民間保育園の新設等により、受入児童数の増員に努めてきましたが、市内5箇所の保育所等のうち、保育スタッフの不足により定員を大幅に下回る児童

ができない民間保育園が1箇所あり、そのことが待機児童発生理由です。

今後も、待機児童の解消に向けて、保育スタッフの確保のための面談会の開催や、求人への広報に取組んでいきたいと考えています。

禁煙対策について伺う。

問 公共施設の禁煙対策についてどのように考えているのか。

答 市長

平成22年2月の厚生労働省通知によりまして、受動喫煙防止対策の考え方として官公庁や医療施設は、原則として全面禁煙であることが望ましいとして基本的な方針が示されています。

法律上の受動喫煙

の防止に関する規定では、健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらの利用者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨努力義務として定められています。

本庁舎では、現状で屋内での喫煙を原則として禁止し、他の人に影響を及ぼさない屋外に喫煙場所を設置することで、十分とはいえませんが分煙による対策を講じています。

今後の対応ですが、現在、国においても受動喫煙の防止の観点から法律の改正については議論がされていますので、その動向を見ながら禁煙対策について適切に対応していききたいと考えています。



宮若西中学校体育祭



宮若東中学校体育祭



直鞍少年剣道大会



鞍手竜徳高校体育祭

編集後記

ちょうど、この議会だより52号を編集している7月6日に九州北部豪雨が発生しました。被災した方、また、そのご家族には心よりお見舞い申し上げます。

平成24年にも九州北部豪雨災害がおこりましたが、近年では、毎年、日本各地で災害がおこり、災害がいつおこるか分からない不安な状況で暮らしていることを改めて考えさせられました。

災害を避けることはできませんが、その時にどう考え、どう行動するかは日頃から家族で、学校で、職場で話し合いを持つことも大事ではないかと考えています。

川口 誠

議会広報調査特別委員会

- | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|------|------|------|
| 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 副委員長 | 委員長 |
| 安河英幸 | 茅野誠勝 | 川口喜久雄 | 神谷喜久雄 | 萩本広房 | 染矢正次 | 吉崎順一 |